

平成の地震対策を振り返って

一般社団法人 神奈川県建設業協会

事業部長 杉原 英和

(元 神奈川県総合防災センター所長)

本日の話

1. 平成の災害を振り返る
2. 法・制度の導入・改正
3. 変化を分野別に考える
4. 将来に向かって

1 平成の災害を振り返る 平成元年～平成10年

- 1989 (平成元年) 伊豆群発地震、伊豆半島東方沖海底火山噴火
- 1991 (平成3年) 信楽高原鉄道列車衝突事故、雲仙普賢岳噴火
- 1993 (平成5年) 釧路沖地震、北海道南西沖地震
- 1994 (平成6年) 三陸はるか沖地震
- 1995 (平成7年) 阪神・淡路大震災
- 1997 (平成9年) ナホトカ号海難・流出油災害

平成11年～平成20年

- 1999 (平成11年) 東海村ウラン加工施設 (JOC)における臨界事故
- 2000 (平成12年) 有珠山噴火、三宅島噴火
- 2001 (平成13年) 芸予地震、新宿区歌舞伎町ビル火災
- 2003 (平成15年) 宮城県沖を震源とする地震、
宮城県北部を震源とする地震、
平成15年 (2003年) 十勝沖地震
- 2004 (平成16年) 平成16年 (2004年) 新潟県中越地震
- 2005 (平成17年) 福岡県西方沖を震源とする地震、
宮城県沖を震源とする地震
- 2007 (平成19年) 平成19年 (2007年) 能登半島地震、
平成19年 (2007年) 新潟県中越沖地震
- 2008 (平成20年) 岩手・宮城内陸地震、岩手県沿岸北部を震源とする地震

平成21年～平成30年

- 2011 (平成23年) 霧島山 (新燃岳) 噴火、東日本大震災
- 2014 (平成26年) 山梨県・埼玉県で大雪、広島県で土石流災害、御嶽山噴火
- 2015 (平成27年) 口永良部島噴火
- 2016 (平成28年) 平成28年熊本地震
- 2017 (平成29年) 九州北部豪雨
- 2018 (平成30年) 大阪府北部を震源とする地震、平成30年7月豪雨、台風21号、平成30年北海道胆振東部地震

2 法・制度の導入・改正

- ▶ 昭和 (戦後以降) 時代の流れ
 - 南海地震 (1946、S21) → 災害救助法 (1947)
 - 福井地震 (1948、S22) → 建築基準法 (1950)、震度7の制定
 - 伊勢湾台風 (1959、S34) → 災害対策基本法 (1961)
 - 新潟地震 (1964、S39) → 地震保険に関する法律 (1966)
 - 東海地震発生可能性の研究発表：地震学会 (1976、S61)
 - 大規模地震対策特別措置法 (1978)
 - 宮城県沖地震 (1978、S58) → 建築基準法施行令改正 (1981)
 - (新耐震設計基準の導入)

平成7年 阪神淡路大震災の教訓で何が変わったか

▶ 災害対策基本法の改正

<背景>

- ・国土庁長官を本部長とする非常災害対策本部の設置（法）
- ・内閣総理大臣を本部長とする「兵庫県南部地震緊急対策本部」の設置（閣議決定）
⇒緊急事態の布告なくとも**内閣総理大臣を本部長とする緊急災害対策本部設置可能**に

<背景>

- ・**自衛隊派遣**が遅れた
⇒知事に限定していた派遣要請権について、**市町村長にも直接通知可能**に

<背景>

- ・自主防災組織やボランティアの重要性が証明された
⇒自主防災の育成、**ボランティア**による防災活動の環境整備を**法に明記**

平成7年 阪神淡路大震災の教訓で何が変わったか

▶ 地震防災対策特別措置法の制定（1995年）

<背景>

- ・地震対策を主とする法は「大規模地震対策特別措置法」のみでその対象地域は想定東海地震の影響範囲である。同法は地震予知を前提にしている。

⇒**全国を対象**として地震防災緊急事業**五箇年計画**の作成

地震予知を目的にするのではなく地震に関する基礎的な調査研究の推進の

ために「**地震調査研究推進本部**」を設置

▶ 建築物の耐震改修の促進に関する法律の制定（1995年）

<背景>

- ・既存不適格建築物の被害が大半であった。
⇒既存建築物の耐震性を強化しないと犠牲者が減らない、特に多数のものが利用する一定規模以上の建築物を「特定建築物」とし、現行の基準に同等以上に耐震性能を確保するよう診断や改修に努めることが求められた。（努力義務）

平成7年 阪神淡路大震災の教訓で何が変わったか

- ▶ **被災者生活再建支援法の**制定（平成7年、1995年）

<背景>

- ・阪神淡路大震災で生活基盤を破壊された高齢者等が多く、自力のみでは自立した生活を再建することが困難
⇒全壊・再建築の場合 最大300万円の支援金支給

- ▶ 医療法の改正（平成18年、2006年）

<背景>

- ・発災直後の急性期、多くの医療機関で診療機能がダウンし、殺到する患者に十分な医療が提供できずに多くの方々が亡くなった。
⇒各種の研究・検討→**災害拠点病院**の整備、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の整備、災害派遣医療チーム（DMAT）の養成等が行われる。
⇒医療法改正（「災害時における医療」が医療計画の記載事項となる）

平成8年～22年 阪神淡路大震災から東日本大震災の間

- ▶ 1999（平成11年） 東海村ウラン加工施設（JOC）における臨界事故

⇒原子力災害対策特別措置法（1999）制定

オフサイトセンターの整備

ただし、本県の場合、同法の対象とならない原子力艦の対策

- ▶ 1999（平成11年） 広島豪雨

⇒土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（2000）

- ▶ 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（2002）

- ▶ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策推進に関する特別措置法」（2004）

⇒首都直下地震対象地域に法の指定が掛かっていない状況

平成8年～22年 阪神淡路大震災から東日本大震災の間

- ▶ 2004 (平成16年) 新潟県中越地震
 - ⇒建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部改正
 - 基本方針の策定 (国) 及び 耐震改修促進計画の策定 (地方公共団体) による計画的な耐震化の促進 等
 - ⇒避難環境 (車中泊) の問題、孤立地域発生、情報伝達の問題
- ▶ 2004 (平成16年) スマトラ地震 (インド洋津波) 30万人以上の犠牲者
 - ⇒国際的防災協力 2005年国連防災世界会議 神戸 阪神・淡路大震災から10年の節目 「兵庫行動枠組み 2005 - 2015」
 - ・災害が持続可能な開発の障害になっているとの共通認識のもと、持続可能な開発と防災との関連付けを強化 など

平成23年 (2011) 東日本大震災の教訓で何が変わったか

- ▶ 大きな課題 津波による多くの犠牲者の発生
- ▶ 背景
 - ・平成16年 (2004) スマトラの地震津波被害を見ていたのに
 - ・三陸地方では、歴史的に何回も津波被害に会っていたのに
 - ・地震学者はM9レベルの地震発生を想定はしていなかったが
 - ・この間の地震では津波は来なかった (認知性のバイアス)
 - ・このくらいなら大丈夫さ (正常性のバイアス)
 - ・皆がここで大丈夫と言っているから (集団同調性バイアス)
- ▶ 経緯
 - ・平成23年5月18日、国土交通大臣が、社会資本整備審議会・交通政策審議会交通体系分科会 計画部会に対し、津波防災地域づくりに ついての一定方向性を提示するよう要請。
 - ・平成23年7月6日、同部会が、緊急提言「津波防災まちづくりの考え方」を提出。

↓

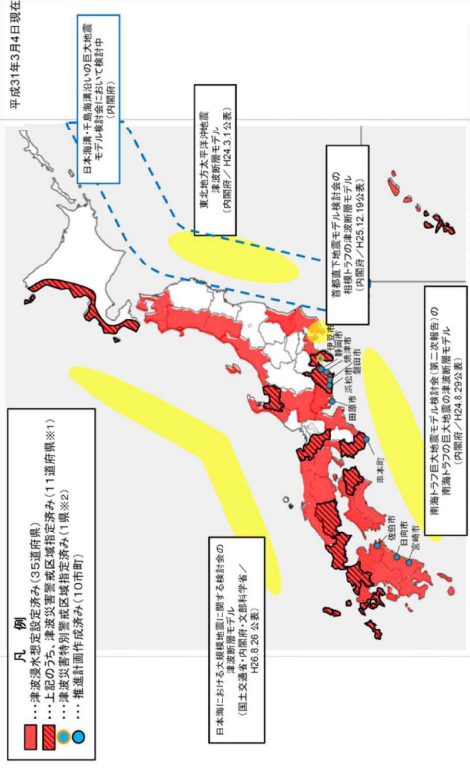
〈基本姿勢〉 今回のような想定を超える大規模な災害を想定し、「何としても人命を守る」という考え方により、ハード・ソフト施策を総動員して「減災」を目指す。

平成23年（2011）津波防災地域づくりに関する法律の制定

<法律の概要>

- ▶ 基本指針 津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針
多重防護、基礎調査・浸水想定 の指針 推進計画の指針
警戒区域・特別警戒区域の指定に関する指針
- ▶ 基礎調査の実施
最大クラスの津波断層モデルの設定
津波浸水シミュレーション
津波浸水想定の設定
最大の浸水域及び浸水深を公表（県義務）
津波災害警戒区域等の指定
津波災害警戒区域の指定・公表（県任意）
推進計画の作成
- ▶ 市町村が推進計画を作成（任意）

津波浸水想定の設定、津波災害警戒区域の指定及び推進計画の作成状況 国土交通省



平成23年 東日本大震災の教訓で何が変わったか

- ▶ 2012（平成24年）災害対策基本法改正（第一弾）
 - 1 広域災害に対する即応力強化 都道府県・国による**調整規定**拡充・新設
 - 2 広域災害時における被災者対応の改善 **広域避難**の調整規定創設
 - 3 教訓伝承、**防災教育の強化**や多様な主体の参画による地域防災力の向上
- ▶ 2013（平成25年）災害対策基本法改正（第二弾）
 - 1 広域災害に対する即応力強化等 国による応急措置の**代行**の仕組み創設
 - 2 住民等の円滑かつ安全な避難の確保
 - ・ **緊急時避難場所**の指定（避難所と区別）
 - ・ 避難行動**要支援者**の**名簿**作成 ・ 防災マップ作成の努め
 - 3 被災者保護対策の改善
 - ・ **避難所**について一定基準を満たす施設の事前指定
 - ・ **罹災証明**の遅滞ない交付 ・ **被災者台帳**の作成
 - 4 平素からの防災への取組の強化
 - ・ 事業継続の努力義務 ・ 住民の生活必需品備蓄 ・ **地区防災計画**

平成25年（2013）大規模災害からの復興に関する法律

<背景> 東日本大震災の教訓と課題を踏まえた**復興の枠組みの創設**

<法律の概要>

- 1 復興に関する組織
 - ・ 復興対策本部の設置 内閣府に復興対策本部を設置することができる
 - ・ 復興基本方針の策定 政府は当該災害からの復興の基本方針を定める
- 2 復興計画の作成等
 - ・ 市町村は、政府の復興基本方針等に即して、**復興計画**を策定できる。
 - ・ 都道府県は、**復興基本方針**を定めることができる。
- 3 復興計画等における特例の措置
 - ・ 協議会の設置等により土地利用基本計画の変更等を**ワンストップ**で。
 - ・ 復興計画に記載された復興整備事業について、**許可等の緩和特例**。
 - ・ 市町村からの要請により**都道府県**等が都市計画の決定の**代行可能**に。
- 4 **災害復旧事業**に係る工事の**国等による代行**

3 変化を分野別に考える

- ▶ **対策対象地震**が変化
従 来：地域で経験している歴史地震
阪神・淡路大震災：M7級直下地震、活断層
東日本大震災：想定外を無くす M9級の地震まで
- ▶ **地震予知**への期待がしぼむ
昭和53年：大規模地震対策特別措置法 東海地震 警戒宣言
平成7年：地震予知推進本部の看板を下ろす
一方で地震調査研究推進本部の設置、確率評価
平成28年：予知情報の困難性認知、東海地震の警戒宣言発令を止める
- ▶ **耐震化**の進展
昭和56年：新耐震基準の制定 既存建築物には適用除外
平成7年：耐震改修促進法の制定
免震、制震技術の進歩（一方で偽装も）

3 変化を分野別に考える

- ▶ **緊急対策が強化**されてきた
 - 救助部隊の強化：緊急消防援助隊、広域緊急援助隊（警察）、自衛隊 など
 - 災害医療の強化：災害時拠点病院、EMIS、DMATなど
 - 本部活動：政府本部、現地対策本部、官邸危機管理体制
 - 応援体制：指定業者の拡大、民間の協定締結拡大
- ▶ **情報が強化**されてきた
 - 情報収集ツール：へし映像共有、ドローン、衛星、SNS投稿
 - 情報発信ツール：防災行政無線、登録メール、ツイッター等SNS
 - 地震情報の強化：全市区町村に計測震度計、緊急地震速報の発表、Jアラート
 - 災害情報管理システム：地図等情報、現場写真、TV会議
- ▶ **被災者支援が強化**
 - 災害救助法の柔軟な適用、被災者生活再建支援法の制定、ボランティア

3 変化を分野別に考える

- ▶ 1995（平成7年）地震防災対策特別措置法
- ▶ 1995（平成7年）建築物の耐震改修の促進に関する法律
- ▶ 1998（平成10年）被災者生活再建支援法
- ▶ 1999（平成11年）原子力災害対策特別措置法
- ▶ 2000（平成12年）土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
- ▶ 2002（平成14年）東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法
- ▶ 2011（平成23年）津波対策の推進に関する法律
- ▶ 2011（平成23年）津波防災地域づくりに関する法律
- ▶ 2013（平成25年）大規模災害からの復興に関する法律
- ▶ 2013（平成25年）強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法
- ▶ 2013（平成25年）首都直下地震対策特別措置法

3 変化を分野別に考える

～都市防災の最近の動き（講師弱い分野ではありませんが）～

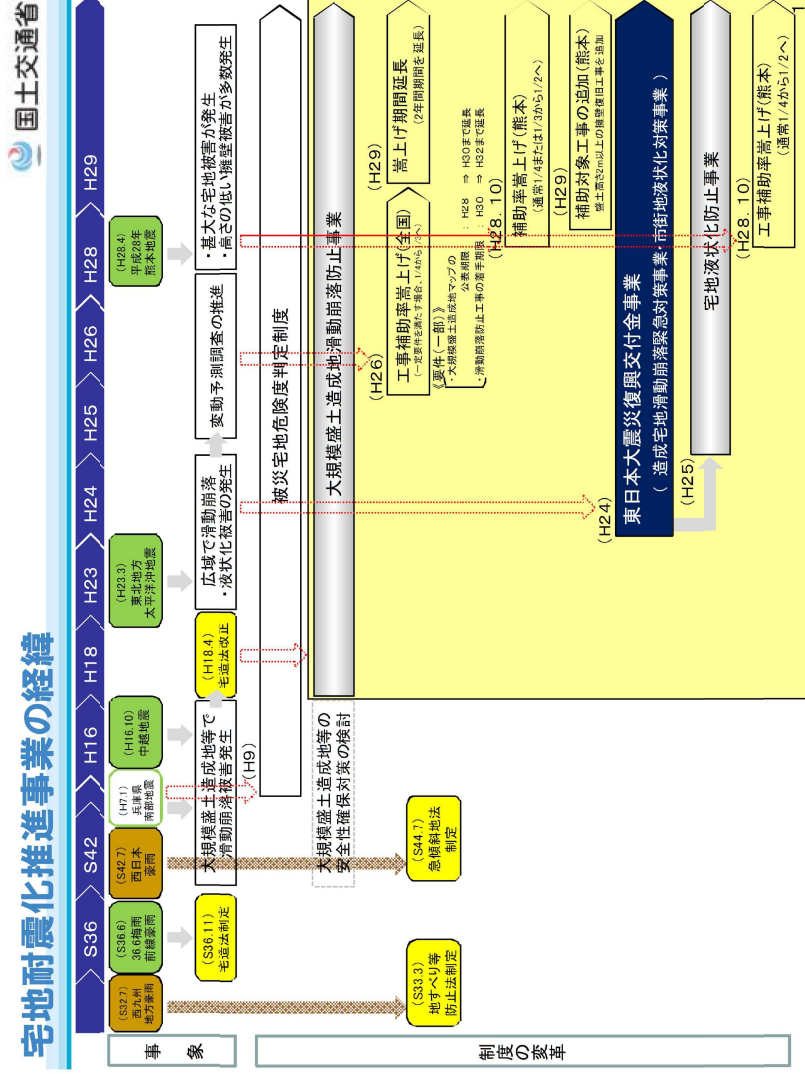
I 宅地耐震化（液状化、盛土造成地滑動崩落）

II 防災まちづくり（津波、密集市街地）

III 事前復興まちづくり

I

宅地耐震化推進事業の経緯



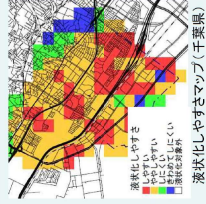
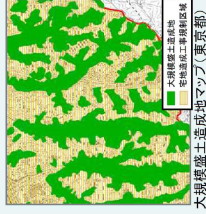
宅地耐震化推進事業の概要

大地震時等における滑動崩落や液状化による宅地の被害を軽減するため、変動予測調査を行い住民への情報提供等を図るとともに、対策工事に要する費用について補助する。

○ 大規模盛土造成地等の変動予測

大地震等が発生した場合に、大きな被害が生ずるおそれのある大規模盛土造成地等の変動予測調査(大規模盛土造成地マップや宅地液状化マップ作成による住民への情報提供のための調査や、対策工事箇所の特徴についての調査)に要する費用の一部を補助。

事業主体 地方公共団体
交付率 1/3
交付対象 大規模盛土造成地の変動予測及び宅地の液状化による変動予測に関する調査に要する費用



○ 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業

大規模盛土造成地滑動崩落防止事業に要する費用の一部を補助。



事業要件
①宅地区域第16条第2項の陥没又は第20条第1項の崩壊を受けたる区域であること
②下地のみならず、かつ該当すること
・盛土面積3,000㎡以上
・勾配20度以上かつ住戸2戸以上(熊本県により宅地被害が集中した熊本県内の市町村に限る)
③滑動崩壊により、道路(高速自動車国道、一般国道、都道府県道)、河川、鉄道、避難地又は避難路等に被害が生ずるおそれのあるもの

事業主体 地方公共団体、宅地所有者(間接補助)等
交付率 1/4、1/3、1/2(熊本県により宅地被害が集中した熊本県内の市町村に限る)
交付対象 大規模盛土造成地の滑動崩落防止工事に要する設計費及び工事費

○ 宅地液状化防止事業

宅地と一体的に行われる道路等の公共施設等の液状化対策事業に要する費用の一部を補助。



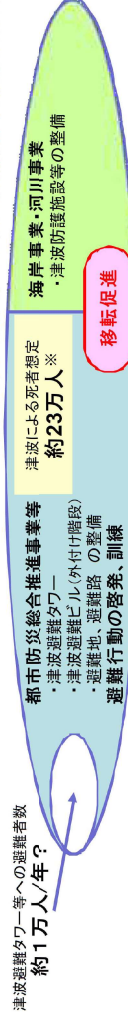
事業要件
①宅地の液状化により、公共施設(道路、公園)、下水道、河川、水路その他の公共の用に供する施設等に被害が生ずるおそれのあるもの
②変動予測調査等により、液状化による被害が甚重な可能性がある区域(10年以上であるもの)の一面の土地の区域でありかつ、区域内の宅地について所有権を有する全ての者及び借地権を有する全ての者のそれぞれ3分の2以上の同意が得られているもの
③宅地液状化防止事業計画の区域内の宅地について所有権を有する全ての者及び借地権を有する全ての者のそれぞれ3分の2以上の同意が得られているもの
④公共施設と宅地との一体的な液状化対策が行われていると認められるもの

事業主体 地方公共団体
交付率 1/4、1/3、1/2(熊本県により宅地被害が集中した熊本県内の市町村に限る)
交付対象 宅地と一体的に行われる公共施設の液状化防止工事に要する設計費及び工事費

2. 防災・減災対策としての津波対策(防災まちづくりにおける今後の重点課題)

南海トラフ地震の想定では津波により死者が約23万人※発生する可能性があるとして推計されている。避難困難地域の解消に向けて津波避難困難者対策(津波避難タワー等の整備)を推進。

<避難困難者の解消に向けた取り組みイメージ>



※「南海トラフ巨大地震の被害想定について(第一次報告)」(平成24年8月30日)中央防災会議津波災害対策検討会「南海トラフ巨大地震被害想定ワーキンググループ」の東海地方が大幅に被災するケースの場合であり、諸条件により推計値は異なる。

津波避難対策

- > 都市公園事業、街路事業、都市防災総合推進事業等により、避難地、避難路、津波避難タワー等の整備を推進。
- > 地方公共団体による津波避難ビル等の指定。(平成25年12月時点 37都道府県で10,358棟を指定)
- > ハザードマップ等による地域住民への危険性の周知。

高台に避難するための避難路・避難階段の整備 (新潟県糸魚川市)



津波避難タワーの整備 (高知県四万十市)



津波防災マップの作成 (大阪府貝塚市)



2. 防災・減災対策としての津波対策(防災まちづくりにおける今後の重点課題) 国土交通省

④防災集団移転促進事業(南海トラフ地震対策特別措置法の特例)

【目的】

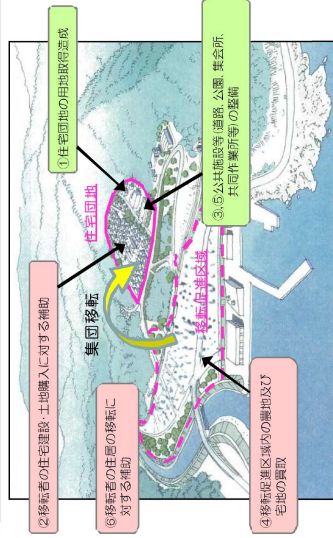
住民の生命等を災害から保護するため、住民の居住に適当でない
と認められる区域内にある住居の集団的移転を促進することを目的
として、地方公共団体に対し事業費の一部補助を行い、防災のため
の集団移転の促進を図る。

【事業計画の策定等】

市町村は、移転促進区域の設定、住宅団地の整備、移転者に対し
る助成等について、国土交通大臣に協議し、集団移転促進事業計
画を定める。

移転促進区域
住民の生命 身体及び財産を災害から保護するため住居の集団移転を促進する
ことが適当であると認められる区域
※事業区域を建築基準法第39条の災害危険区域として建築禁止である旨を条例
で定める。

住宅団地の規模
10戸以上(移転しようとする住居の数が20戸を超える場合には、その半数以上の
戸数)の規模であることが必要



国庫補助の対象となる経費

(本書きは南海トラフ特別措置法における拡充内容)

- ① 住宅団地(住居の移転に関連して移転が必要と認められる
要配慮者施設を含む)の用地取得及び造成に要する費用
※公費の場合は交通面性(市場価格)を超える部分を補助対象化
- ② 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助に要する経費
(借入金の利子相当額)
- ③ 住宅団地に係る道路、飲用水供給施設、集会施設等の公
共施設の整備に要する費用
- ④ 移転促進区域内の農地及び宅地の買取に要する費用
(当該移転促進区域内のすべての住宅の用に供する土地を買い取る
場合に限る)
- ⑤ 移転者の住居の移転に関連して必要と認められる作業所
等の整備に要する費用
- ⑥ 移転者の住居の移転経費(引っ越し費用等)に対する補助
に要する経費

地方財政措置

- 1) 地方負担分については、一般補助施設整備等事業債の対象(充当率
90%)。その元利償還金の80%を特別交付税措置。
- 2) 一般財源分についても50%を特別交付税措置。

補助と地方財政措置をあわせて約94%が国の負担



3. 防災・減災対策としての地震対策(防災まちづくりにおける今後の重点課題) 国土交通省

①密集市街地の早期改善(現状と取り組み)

○地震時等に著しく危険な密集市街地約6,000ha(※)について、平成32年度までに最低限の安全性を確保しおおむね解消する
ことを目標に(住生活基本計画(全国計画)、平成23年3月閣議決定)、密集市街地の計画的改善を推進。

※密集市街地のうち、延焼危険性や避難困難性が特に高く、地震時等に、大規模な火災の可能性、あるいは道路閉塞による地区外への
避難経路の喪失の可能性があり、生命・財産の安全性の確保が著しく困難で、重点的改善が必要な密集市街地。全国で5,745ha(H24年10月公表)

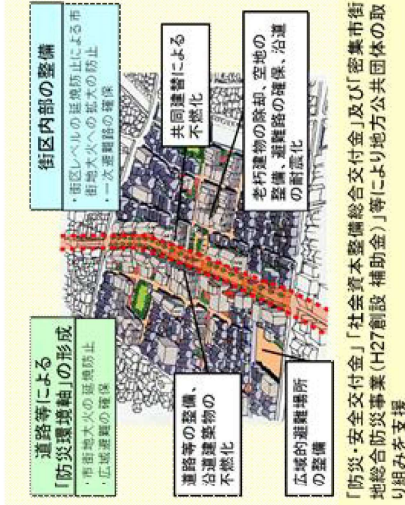
○平成28年3月に改訂された住生活基本計画(全国計画)においても、平成32年度までにおおむね解消する目標を継続。

○平成28年度未だに1,708haについて最低限の安全性が確保され、地震時等に著しく危険な密集市街地は4,039ha。

【地震時等に著しく危険な密集市街地(H24年10月公表)】

都府県	市区町村	面積	面積 (H27年度末)	高積 (H28年度末)
埼玉県	川口市	54ha	54ha	54ha
千葉県	浦安市	91ha	81ha	81ha
東京都	文京区(台東区、墨田区、目黒区、豊島区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、豊島区、北区、荒川区、足立区)	1,683ha	1,038ha	824ha
神奈川県	横浜府、川崎市	690ha	571ha	571ha
愛知県	名古屋府、安城市	104ha	104ha	104ha
滋賀県	大津市	101ha	101ha	101ha
京都市	京都市、向日市	362ha	362ha	362ha
大阪府	大阪市、堺市、豊中市、守口市、門真市、寝屋川市、東大阪市	2,248ha	2,248ha	2,248ha
兵庫県	神戸市	235ha	199ha	199ha
和歌山県	和歌山市、かつらぎ町	131ha	111ha	111ha
香川県	高松市、栗原町、香川県	301ha	301ha	261ha
愛知県	名古屋市	311ha	311ha	311ha
高知県	高知市	221ha	221ha	221ha
長崎県	長崎市	262ha	262ha	120ha
大分県	大分市	261ha	261ha	261ha
沖縄県	那覇市	211ha	211ha	211ha
合計	41市区町	5,745ha	4,039ha	4,039ha

【計画的改善に向けた取り組み】



III

復興事前準備の必要性

防災対策

被害を出さないようにハード整備を主に対策を行う

- ・防波堤の整備
- ・建物の耐震化
- ・建物の不燃化 等

被害を完全に防ぐことは不可能

減災対策

予め被害の発生を想定した上で、被害を最小限に抑えるため、ハード・ソフトによる総合的な対策を行う。

- ・避難地、避難路の整備
- ・ハザードマップの活用
- ・避難訓練の実施 等

復興事前準備

防災・減災対策を行っても大規模な自然災害は発生する。

その際、**迅速な復旧・復興を進めるための事前準備が重要。**

- ・復興の手順や進め方を事前に決めておく
- ・復興における将来目標像を事前に検討・共有

III

復興事前準備の防災基本計画への位置づけ

防災基本計画

防災基本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第34条第1項の規定に基づき、中央防災会議が作成する、政府の防災対策に関する基本的な計画。平成29年4月11日、防災基本計画が修正された。

防災基本計画の体系

- ・防災基本計画は、我が国の災害対策の根幹をなすものであり、災害対策基本法第34条に基づき中央防災会議が作成する**防災分野の最上位計画**として、防災体制の確立、防災事業の促進、災害復興の迅速適切化、防災に関する科学技術及び研究の振興、防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項について、基本的な方針を示している。
- ・この計画に基づき、指定行政機関及び指定公共機関は防災業務計画を、地方公共団体は地域防災計画を作成している。

防災基本計画の記述内容

第2編 各災害に共通する対策編
第1章 6節 11項 (4) 復興事前準備の実施
国〔国土交通省〕は、地方公共団体が被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、**復興事前準備の取組を推進**するものとする。

※各災害編にも、同様の記載がされている。

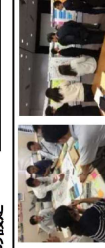
手引きの構成と利用方法

章	手引きの掲載内容と利用方法
<p>第1章 復興事前準備と復興まちづくりイメージトレニングについて</p>	<p>○復興事前準備の必要性やトレニングの実施目的や概要について掲載 ⇒復興事前準備の必要性やトレニングの概要を把握し、その意義や概要を庁内において説明する際の参考として利用</p>
<p>第2章 復興まちづくりイメージトレニングの企画</p>	<p>○トレニングの実施に際して準備する事項、留意点を掲載 ▶ 担当部局や事務局の体制、プログラムの検討、参加者の設定方法、スケジュール ▶ 対象地区の設定方法 ▶ 対象地区における世帯の設定や被害想定方法 ▶ 準備する資料 ▶ カラーブックにおける進行役の役割 等 ⇒トレニングを企画する際、プログラムの内容、参加者対象地区の設定、想定する被害の想定、準備する資料等の参考として利用</p> <p>写真 左：模擬ワークショップの様子 右：リアルワールド前に現場を確認</p>
<p>第3章 復興まちづくりイメージトレニングの実施</p>	<p>○トレニングの実施に際して運営上の留意点を掲載 ※ トレニングの実施内容、結果のとりまとめ及び結果の活用方法 ※ 5つの自治体（さいたま市、海老名市、春日井市、京都市、徳島県）においてトレニングを実施 ⇒トレニングを実施する際、プログラムの進め方を検討する際に参考として利用</p>
<p>第4章 事例集</p>	<p>○トレニングを試行実施した地方公共団体及び先進的に実施している地方公共団体の実施目的や概要について掲載 ⇒トレニングを試行実施した地方公共団体及び先進的に実施している地方公共団体の実施内容を把握し、これから企画・実施する際の参考として利用</p>

表 世帯属性の設定

項目	設定
所在地	○A市1区B町C丁目
世帯	○単世帯(2世帯)
世帯主	○男性(50歳)
職業	○会社員(年収400万円)
世帯員	○世帯主(60歳)、妻(55歳)、長男(20歳)、長女(15歳)
世帯収入	○200万円
世帯資産	○持ち家(中古、築20年)
世帯負債	○住宅ローン(残高100万円)
世帯属性	○標準世帯(仮称)

図 被害想定の設定



計画に復興事前準備の取組を位置づける

復興事前準備を継続的な取組とするため、市町村における既存の計画に位置づけを行う

1. 地域防災計画に、復興事前準備の取組を位置づける

地域防災計画に、復興手順、復興訓練を位置づける

復興体制

- 災害復興本部の設置
- 復興計画・市街地復興計画の策定体制

復興手順

- 復興基本方針の策定
- 復興計画・市街地復興計画の策定
- 復興事業の計画の策定
- 建築制限

復興訓練

- 訓練の取組方針
- 復興訓練の対象者、実施時期、回数

<復興まちづくりの実施手法のイメージの例>



出典：葛飾区都市計画マスタープラン平成23年7月

2. 市町村マスタープランに、復興事前準備の取組を位置づける

- ・市町村マスタープランの改訂時に、市町村の復興事前準備の取組の熟度に応じて記述することが望ましい
- ・復興まちづくりの基本的な考え方は、都市計画マスタープランの目標をもとにつつ、被災前よりも災害に強いまちを目指す等、より良いまちを目指すことを念頭におく

復興まちづくりの目標

- 復興で目指す都市構造の考え方
- 復興時の目標設定の考え方

復興まちづくりの実施手法

- 復興まちづくりの実施手法のイメージ

復興まちづくりの進め方

- 復興まちづくりの進め方や、住民との関わり方

4 将来に向かって

- ▶ 日本の防災・危機管理対策は原因別に法体系化⇒大きく一本化するべき
 - 〇〇地震対策特別措置法、土砂災害防止法、〇〇津波新法、水防法
 - 原子力災害対策特別措置法、国民保護法・・・etc
- リスク認知⇒被害想定・ハザードマップ作成⇒警戒区域設定⇒本部設置⇒情報・警報発信⇒避難⇒原因除去⇒復旧
- ▶ 防災・危機管理における権限は、規模により広域官庁に引き上げる体制を
 - 自然災害対策は災害対策基本法により市町村が一義的責任
 - 国民保護は法により国が責任、指示により県が避難指示を出す
 - 原子力は法により国が全般を仕切るが、避難勧告等は市町村長が出す実施することに差はないのに、権限などに差がある⇒もっと単純にすべき
- ▶ その他：防災庁（警察庁のような体制・体系）創設、将来の地震予知制度確立など

ご清聴ありがとうございました。

- ▶ 平成は、災害の時代だったと思います。
- ▶ 災害が発生する毎に、防災に関する法律や制度が創生されてきました。
- ▶ 新しい元号の時代になっても、この日本は自然災害から逃げられません。
- ▶ 災害で不幸な犠牲者を出さないためには、自助、共助、公助により防災対策を進めていかないとはいけません。
- ▶ 本日は、地震対策を中心に歴史を振り返りました。
- ▶ 過去は過去ですが、将来のための参考になります。
- ▶ 皆さん、一人ひとりが出来る対策を進めて、災害に強い神奈川を作って参りましょう。